式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

46　削除

［47～64　略］

65　携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備のスプリアス発射及び不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、17、21及び45に規定する値を準用する。

［66・67　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～十一の三十二　略］ 十一の三十三　設備規則第四十九条の六の十三においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 十一の三十四　設備規則第四十九条の六の十三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 ［十二～五十四の四　略］ 五十四の五　設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 五十四の六　設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 ［五十五～七十七　略］ 2　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。 一　前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第十一号の三十二、第十一号の三十四、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号、第五十四号の四及び第五十四号の六に掲げる特定無線設備 ［二　略］	（特定無線設備等） **第一条**　［同上］ ［一～十一の三十二　同上］ ［新設］ ［新設］ ［十二～五十四の四　同上］ ［新設］ ［新設］ ［五十五～七十七　同上］ 2 ［同上］ 一　前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第十一号の三十二、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四号の四に掲げる特定無線設備 ［二　同上］